

# 東やまと まちづくりニュース

「東やまとまちづくりニュース」は、市民と行政の協働の都市づくりを目指す「東大和市都市マスタープラン」の実現に向けて、市民の皆さんに都市づくりの情報をお知らせしています。

NO. 31

都市マスタープランの改定作業中・・・P1・2  
 地域別懇談会のお知らせ・・・P2  
 土地売却のお知らせ・・・P2



東大和市 都市建設部 都市計画課  
 042-563-2111 内線1255  
<http://www.city.higashiyamato.lg.jp>

## 都市マスタープランの改定作業中！

### 1 改定の経過

市では、昨年度と本年度で、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画の指針となる、『東大和市都市マスタープラン』の見直しに取り組んでいます。“市の将来像”や“地域ごとの街づくりの考え方”を市民の皆さんと共に考え、市の都市整備を進める際の基本的な考え方をまとめ、計画的に都市づくりを進めることを目指すものであります。

昨年度は市民意識調査、地域別懇談会等にご協力いただき、ありがとうございました。市民の皆さんからいただいたご意見を基に、都市マスタープラン改定庁内検討委員会、都市マスタープラン改定懇談会を開催し、全体構想案を作成いたしました。

本年度は全体構想案を基に、地域別の街づくり方針を検討します。全体構想案に比べ、より地域ごとの細かな街づくりの方針になりますので、**地域別に懇談会を開催し**、地域の皆さんのご意見を伺いたいと考えておりますので、ご参加をよろしくお願いいたします。

**地域別懇談会**は、市内を下記のとおり8地域に区分し、各地域ごとに2回開催する予定です。

### 地域区分

- ① 芋窪・蔵敷地域
- ② 奈良橋・湖畔・高木地域
- ③ 狭山・清水地域
- ④ 上北台・立野地域
- ⑤ 中央・南街地域
- ⑥ 仲原・向原地域
- ⑦ 清原・新堀地域
- ⑧ 桜が丘地域



### 2 今後のスケジュール予定

	懇談会等日程	作業内容
平成26年 7・8月 8月	<b>地域別懇談会</b> 庁内検討委員会・改定懇談会	地域別の街づくり方針案等の作成
10・11月 11月	<b>地域別懇談会</b> 庁内検討委員会・改定懇談会 案の公表及び市民意見募集	
平成27年 2月 3月	庁内検討委員会・改定懇談会 都市計画審議会 都市マスタープラン改定	都市マスタープラン改定案の作成

懇談会や意見募集等の日時、場所等につきましては、市報やホームページでお知らせいたします。

〔裏面につづく〕

## 地域別懇談会のお知らせ

都市マスタープランの改定に当たり、より多くの市民の皆さんのご意見の反映を図るため、地域別に懇談会を開催いたします。今回は地域別の街づくり方針案等に対するご意見をお伺いします。懇談会の日時等については、下記のとおりです。なお、地域によって内容が異なりますので、お住まいの地域に該当する会場にお越しください。

開催日	地域区分	会場	開催時間
7月25日(金)	狭山・清水地域	狭山公民館101号室	19:00~21:00
7月26日(土)	仲原・向原地域	仲原集会所集会室	10:00~12:00
7月26日(土)	奈良橋・湖畔・高木地域	奈良橋市民センター学習室(3階)	14:00~16:00
7月27日(日)	芋窪・蔵敷地域	蔵敷公民館101号室	10:00~12:00
8月1日(金)	上北台・立野地域	上北台公民館301号室(上北台市民センター内)	19:00~21:00
8月2日(土)	桜が丘地域	桜が丘市民センター集会室(2階)	10:00~12:00
8月2日(土)	中央・南街地域	南街公民館202号室(南街市民センター内)	14:00~16:00
8月3日(日)	清原・新堀地域	新堀地区会館集会室(1階)	10:00~12:00

■問合せ 都市建設部 都市計画課 都市計画係  
電話：042-563-2111 (内線1254、1255)

## 土地売却のお知らせ

東大和立野一丁目土地区画整理事業で土地(保留地)を売却しています。

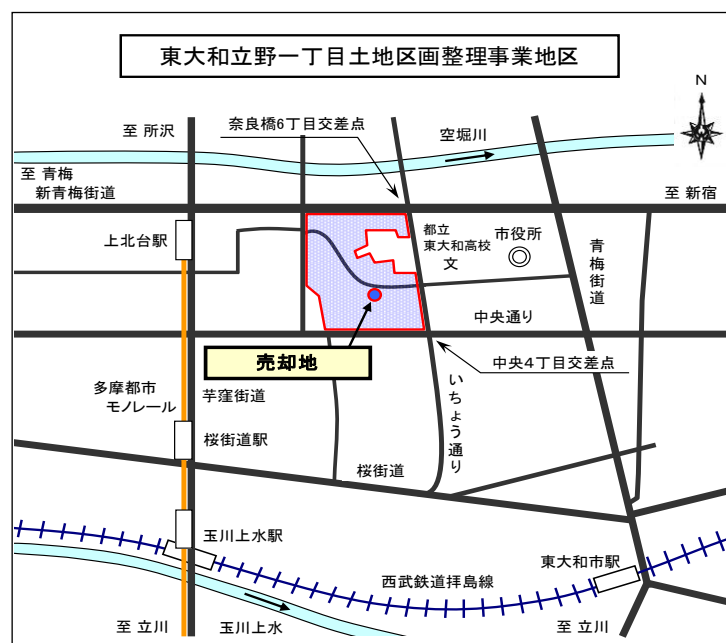
立野一丁目土地区画整理事業は、市と地区内の土地所有者が健全な市街地の形成を目指して、共同で取り組んでいる事業です。土地区画整理事業の事業費は、市の繰入金や都の補助金のほか土地(保留地)を売却して賄っています。

現在、下記の土地(保留地)の売却を行っています。先着順となっておりますので是非ご検討ください。

### 土地の概要

街区番号	画地番号	面積	売却価格	備考
18	③-1	145.40㎡(約43.98坪)	28,580,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種中高層住居専用地域</li> <li>・第一種低層住居専用地域(敷地南側の一部分)</li> <li>・地区計画区域内</li> </ul>

土地(保留地)の案内図



18街区 ③-1画地



■問合せ 都市建設部 区画整理課  
電話 042-563-2111 (内線 1281、1282)